

資料1

# 第2回児童相談所あり方検討委員会

# 1. 現状と課題について

令和6年1月11日	第1回あり方検討委員会
1月15日	(南部) 児童虐待防止対策会議
1月22日	(西部) 児童虐待防止対策会議
1月30日	(東部) 児童虐待防止対策会議



- **主な課題**
  - (1) **こどもの権利擁護**
  - (2) **迅速な一時保護**
  - (3) **業務負担の最適化**  
市町村・民間との役割分担  
人材確保・育成

## 2. 課題と聞き取り内容との関係

課 題	寄せられたご意見
(1) こどもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもが権利の主体であるため、こどもの意見は大切にされるべきである。</li> <li>○子育て支援による児童虐待の未然防止</li> <li>●家庭養育優先原則の実現は、こどもの権利擁護ために必要</li> <li>●不登校、ヤングケアラーなど多様な支援ニーズへの対応</li> <li>●新たな一時保護施設設備運営基準の検討と就学機会の確保 など</li> </ul>
(2) 迅速な一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時保護所が1カ所のみ、定員が少ない。</li> <li>○一時保護委託が増加傾向であり、施設等に負担がかかっている。</li> <li>○一時保護期間が長期化している。</li> <li>●3人部屋で個別処遇がやりにくい。</li> <li>●一時保護所の職員が少ない。</li> <li>●南部児相・西部児相から距離が遠い。</li> <li>●新たな一時保護施設設備運営基準の検討と就学機会の確保 など</li> </ul>

## 2. 課題と聞き取り内容との関係

課 題	寄せられたご意見
(3) 業務の最適化	○業務のICT化推進、AIの活用
市町村・民間との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待相談対応件数の増加への対応</li> <li>○面前DVが増加している。</li> <li>○警察からの通告は必ず児童相談所になる規定がある。</li> <li>○児童相談所の業務過多が心配される。</li> <li>●介入で手がいっぱい、相談業務や市町村援助まで担うことが難しい現状がある。 など</li> </ul>
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事異動がある。</li> <li>○SVの負担が大きい。</li> <li>○専門職の確保が難しい。</li> <li>●経験年数が短い職員が多い。</li> <li>●会計年度任用職員の雇用が難しい。</li> <li>●困難ケースの増加している。</li> <li>●ケアニーズの高いこどもの増加している。</li> <li>●LGBTQへの対応方法が分からない。 など</li> </ul>

## ◆「市町村との役割分担」を進める上で留意すべき市町村からの意見

区 分	市町村からの意見
(1) 市町村への送致	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児相の助言はほしい。</li><li>・ 「こうしてほしい」ときちんと伝えてほしい。</li><li>・ 決定する際など、児相の判断を聞きたい。</li><li>・ 相談程度の対応しかできない。</li><li>・ 身近だからやりにくいこともある。</li></ul>
(2) 守秘義務・個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児相に情報提供すると、その後どうなるのか不安だ。</li><li>・ 情報はどこまで共有していいものか判断がつかない。</li></ul>
(3) アセスメント・基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報だけでなく、児相の見立ても教えてほしい。</li><li>・ 学校は保護者との関係性を気にする。</li></ul>
(4) マニュアル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待対応マニュアルがほしい。</li><li>・ 地域資源（子育てや在宅サービス）がない。</li></ul>

### 3. 課題に対する児童相談所等の対応案

課 題	令和6年度	今後の方向性（案）
(1) こどもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの意見表明等支援事業</li> <li>・ こどもの権利ノートの改訂</li> <li>・ 権利擁護部会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの意見表明等支援事業の拡充</li> <li>・ 一時保護開始時の司法審査導入</li> <li>・ 里親支援センターの設置に向けた検討</li> </ul>
(2) 迅速な一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設への入所措置費と一時保護委託費との差額を上乗せ補助</li> <li>・ 一時保護施設設備運営基準の策定準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護施設設備運営基準（県条例）の策定</li> <li>・ 多様な一時保護先（里親等）の確保</li> <li>・ 一時保護専用施設の整備 各圏域ごとに設置 ※プラン目標</li> </ul>
(3) 業務の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談管理システムの本稼働</li> <li>・ タブレットの活用</li> <li>・ 国のAIツールの導入に向けたシステム改修</li> <li>・ 児童福祉司数（正規職員） R5：37人 → R6：38人（見込み）</li> <li>・ 児童心理司数（正規職員） R5：14人 → R6：19人 児童福祉司：児童心理司＝2:1配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員体制のさらなる強化</li> <li>・ AIツールの活用によるサポートの実施</li> </ul>

### 3. 課題に対する児童相談所等の対応案

(3) 業務の最適化	今後の方向性 (案)
市町村・民間との役割分担	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通アセスメントシートの作成 (先進事例：面前DVについて、児相がアセスメントを行い、一定のリスク以下のケースを市町村に移管&lt;高知県&gt;)</li><li>・ 市町村職員の児相への研修受入期間の延長</li><li>・ 児童相談所の市町村への相談支援の強化 (困難ケースへの助言、ケース会議参加、家庭訪問への同行等)</li><li>・ 児童家庭支援センターへの指導委託推進</li></ul>
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門職の計画的な配置 (児童福祉司 (正規職員) R5 : 37人 → R6 : 38人) (児童心理司 (正規職員) R5 : 14人 → R6 : 19人)</li><li>・ 専門性強化等研修の充実 (児相職員専門性強化研修延べ受講者数 R4 : 91人 → R5 : 246人)</li><li>・ こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進</li><li>・ 市町村職員の児相への研修受入期間の延長 (再掲)</li></ul>

## 4. 今後のスケジュール

令和6年3月29日 第2回あり方検討委員会  
・中央こども女性相談センター  
一時保護所等見学

令和6年 7月頃 第3回あり方検討委員会  
8月頃 第4回あり方検討委員会  
10月頃 第5回あり方検討委員会